

鎌倉市営住宅の集約化事業 その④ についてお知らせします

市営住宅集約化事業について、令和3年5月19日に鎌倉市営住宅集約化事業事業者選定に向けて、実施方針及び要求水準書(案)を公表しましたので、その概要をお知らせします。

【事業の概要】

市営住宅集約化事業の第1次事業として深沢クリーンセンター西側用地、東側用地と笛田住宅用地に、新たに市営住宅を整備し、既存住宅の入居者移転を2期に分けて行います。

この事業は、PFI法に基づき、令和3年度中に選定する事業者が、建替住宅等の整備に必要な調査、設計、建設を行います。

第1期事業



- ① 深沢クリーンセンター西側用地の既存施設の解体・撤去(令和4年)
- ② 深沢クリーンセンター西側用地に建替住宅等を整備(令和5年)
- ③ 笛田住宅の入居者移転(令和6年)

第2期事業



- ① 深沢クリーンセンター東側用地及び笛田住宅の既存施設の解体・撤去(令和6年～令和8年)
- ② 深沢クリーンセンター東側用地及び笛田住宅に建替住宅等を整備(令和8年～令和9年)
- ③ 他の市営住宅から入居者移転(令和9年～令和10年)

※深沢住宅、梶原住宅、梶原東住宅、岡本住宅

スケジュールは事業進捗等により変更する場合があります。

【整備戸数等について】

整備住戸数は第1期建替住宅・第2期建替住宅で計350戸程度とします。
また、建替住宅には、集会所、駐車場、駐輪場、ごみ集積所、防災資機材倉庫、外構、公園・緑地等、雨水貯留施設を整備します。

住戸タイプ	住戸専用面積	戸数
1DK	30㎡以上	235戸以上
うち車いす対応1DK	30㎡以上 ※	うち3戸
2DK	37㎡以上	85戸以上
うち車いす対応2DK	37㎡以上 ※	うち2戸
3DK	46㎡以上	30戸以上
合計	—	350戸以上

※記載の面積に加え、車いすの使用を想定した廊下等の有効幅員を確保します。

【整備施設基本方針】

- 1 ライフステージに応じた住生活の実現
高齢者、障害者、子育て世帯、単身者など様々な世帯が自分にあった住まいを選択できるよう、多様な間取りを確保します。
- 2 住宅確保要配慮者の居住の安定
入居者の安否確認や安全性の向上に係る工夫を取り入れます。また、子どもの成長に応じた空間の柔軟性など子育て世帯に配慮した住戸を確保します。
- 3 安全で質の高い住宅ストックの確保
 - ・様々な災害に強い建物とします。
 - ・児童や高齢者などが安心して歩けるような空間を整備します。
- 4 人と人のつながりをはぐくむ住まい
地域の活動の場として、地域に開かれた集会所や広場を整備します。
- 5 災害等に備えた住まいづくり
太陽光発電や防災設備の設置等により、集会所や広場を災害時に利用できるようなことで、地域の防災性の向上を図ります。
- 6 環境にやさしく魅力ある住宅地の維持向上
緑豊かな住環境を保全します。
- 7 エリアマネジメントの促進
本市と入居者等の協働により市営住宅を管理運営していきます。

お問い合わせは 鎌倉市 都市整備部 都市整備総務課 住宅担当
Tel 0467-23-3000 (内線2554、2824)
Mail jyutaku@city.kamakura.kanagawa.jp